

会費規程

一般社団法人日本溶射学会

(目的)

第1 条 この規則は、定款第8 条に定める正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本溶射学会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2 条 定款第8 条第1 項及び第2 項に規程する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

入会金 2,000 円

会費（年間）

個人 10,000 円

(2) 特別会員

(1 級特別会員)

入会金 10,000 円

会費（年間）

法人 165,000 円

(2 級特別会員)

入会金 10,000 円

会費（年間）

法人 110,000 円

(3) 賛助会員

(1 級賛助会員)

入会金 10,000 円

会費（年間）

法人 77,000 円

(2 級賛助会員)

入会金 10,000 円

会費（年間）

法人 55,000 円

(4) 学生会員

入会金 1,000 円

会費（年間）

個人 4,000 円

(会費の納入)

第3条 この法人に入会した正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員は、入会及び退会に関する規程第3条第3項に規程する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員は、毎事業年度の会費として、当該年度の前年度末月までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(会費未納者への督促)

第5条

1 正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員が、毎事業年度の会費として当該年度の前年度末月までにこの法人所定の方法により納入しなかった場合、法人は当該年度開始後3月までに会費の納入を行うよう督促する。

2 当該年度開始後3月以内に会費の納入がなかった場合、法人は再度会費納入の督促を行うとともに会費未納会員への学会誌の送付を止めるものとする。

(会費未納による会員資格の喪失)

第6条

1 正会員、特別会員及び賛助会員並びに学生会員が、毎事業年度の会費として当該年度末月までにこの法人所定の方法により納入しなかった場合、法人は会費未納会員の会員資格喪失について理事会に諮るものとする。

2 会費未納会員の会員資格喪失を理事会が決議した場合、当該会員を除名する。

3 法人は除名処分された会員に対して、その旨を通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人日本溶射学会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 23 年 5 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。